**平成２２年（フ）第８８号**
広島県呉市三条１丁目13番24―604号
債務者　宮本　康子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第９０号**
広島県呉市阿賀北８丁目６番５号、住民票上の住所広島県三原市宗郷５丁目10番７号
債務者　村本　麻友（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第９２号**
広島県竹原市吉名町295番地
債務者　幹士美容室こと　藤原　幹士
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第３４号**
高知県高岡郡佐川町永野3006番地２
債務者　宮﨑　　脩
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２２年（フ）第３５号**
高知県高岡郡佐川町永野3006番地２
債務者　宮﨑千恵子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２２年（フ）第４０号**
高知県須崎市山手町３番１号
債務者　西森　大介
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２２年（フ）第４１号**
高知県高岡郡津野町白石甲2190番地
債務者　初田　和子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

**平成２２年（フ）第２７０号**
大分市上野丘西16番24号河野ビル203
債務者　兵頭千佳子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第２７２号**
大分県別府市石垣西８丁目５番６号
債務者　橋本　武士
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第２８０号**
大分県別府市末広町２番20号上野アパート２Ｆ
債務者　増田　　君
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第３号**
群馬県桐生市川内町３丁目472番地の１
債務者　宮内　　守
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第４号**
群馬県桐生市川内町３丁目472番地の１
債務者　宮内　美帆
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第５６号**
群馬県みどり市大間々町桐原148番地４
債務者　小林　康英
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１４６号**
長野県中野市大字西条990番地１　ナカノ・ヴィレッジ23号
債務者　梅松ユミエ
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５１号**
長野市新諏訪１丁目16番24号、前住所長野市大字栗田653番地239
債務者　外谷　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４７５号**
兵庫県伊丹市森本３丁目182番地　アエロポール伊丹206号、前住所兵庫県伊丹市宮ノ前２丁目４番25―402号
債務者　山形眞由美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１６２号**
兵庫県宝塚市仁川北１丁目１番11―501号
債務者　安藝美菜子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第１８９号**
兵庫県伊丹市南野５丁目２番41号ファームハイツ201号
債務者　加藤博己こと　辛　　直樹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部